

# まちづくり協議会から地域に みんなの笑顔を広げる



住んでいる地域を自分たちの力で、より住みやすいまちにしようと市内15地区で活動しているまちづくり協議会（まち協）。今回は、まち協の役割や各地区の取り組みを紹介します。

◎問い合わせ コミュニティ文化課 ☎23-7146



## インタビュー



### みんなの意見を まちづくりに生かす

小松原地区まちづくり協議会  
会長  
坂下 修さん  
(志比田町)

小松原まち協では「子どもから高齢者まで地域ぐるみで明るいまちづくり」を目指し、さまざまな取り組みを行っています。

具体的には、小松原地区まつりや夏休み子どもサロンなどを開催し、世代を超えた交流を深めています。また、地区住民の発案により、昨年からは焼酎プロジェクトを開始。小・中学校PTAの協力を得て、児童・生徒らがコメやイモの植え付けから収穫、焼酎のラベル貼りなどを体験し、焼酎作りの工程を通して、地域の連帯感を深めています。

今後も、住民発案の明るいまちづくりに取り組んでいきたいですね。

**みんなが参加**  
まち協には、地域のマンパワーが結集。それぞれの持つ知恵や力を生かし、将来像を考え、地域の課題解決に取り組んでいます。まち協を構成する団体には、皆さんが参加する団体や、身近なところで活動している団体が多くあります。

まち協では、住民同士が協働することで、地域の実情に合った「即時性のある活動」や、地域の資源や特性を生かした「個性豊かなまちづくり」を行っています。市では、地域コミュニティの充実や強化のため、まち協の運営を支援しています。

### みんなでつくる「まち協」

#### 【主な構成団体】

- ・自治公民館連絡協議会
- ・高齢者クラブ連絡協議会
- ・小・中学校PTA
- ・子ども会育成連絡協議会
- ・消防団
- ・交通安全協会
- ・ボランティア連絡協議会 など

#### まち協が目指すもの

まち協では「地域の活性化」「教育文化活動の推進」「健康増進・地域福祉の推進」「防災・防犯など安全で安心なまちづくり」「地域環境整備の推進」などの目標を掲げ、積極的に活動しています。

## 特色ある各地区の取り組み



### 一緒に健康づくり 「いわよしいっせいラジオ体操」 (祝吉地区まちづくり協議会)

8月4日、早水公園多目的広場や川東小学校、各自治公民館で、いわよしいっせいラジオ体操を開催しました。ぼんちくんも参加し、地区住民370人が参加。早朝から、地域一体となって健康増進に取り組みました。



### 9年ぶり！ 山田地区体育祭を開催 (山田地区まちづくり協議会)

10月28日に開催した山田地区体育祭。9年ぶりの開催に向けて、実行委員会を組織し、準備などを行いました。幼児から高齢者まで地域の皆さんがグラウンドいっぱい集まり、綱引きや地区対抗リレー、お楽しみ抽選会などで大いに盛り上がり、笑顔あふれる一日となりました。

**楽しみながら、防災意識を高める  
(山之口地区まちづくり協議会)**

11月18日、総合防災訓練の日に併せて「ぼうさい落語講演会」を開催。家庭での防災対策をテーマとした創作落語を、地区住民130人が楽しみました。落語を通して家庭や地域の防災について顧みる機会となりました。



**よかとこ音頭で、地区愛を育む  
(妻ヶ丘地区まちづくり協議会)**

まち協設立の際に、地区内の16自治公民館名が歌詞に折り込まれた「妻ヶ丘よかとこ音頭」が誕生。文化祭や夏祭りの総踊りで好評で、一昨年から小学校の運動会でも踊られるようになりました。この音頭で世代を超えた交流を行い、親睦を深めながら、地区愛を育んでいます。



**花いっぱいのでんじゅん  
(横市地区まちづくり協議会)**

子どもから高齢者までの地区住民が、花を育て地区内を花いっぱいにする活動を通して、植物を愛し、生命を尊重する心を育んでいます。また、地区の一員という自覚や郷土愛を高める心づくりを実践しています。



**避難経路や危険場所を共有  
(高城地区まちづくり協議会)**

6月10日、防災の知識を深める防災研修会(災害図上訓練DIG)を開催。公民館単位で班を編成し、災害危険箇所や避難所、災害時要支援者などを確認。地図上にマークし、過去の災害を振り返りながら、早期の自主避難や要支援者の避難誘導の方法など、安全確保をみんなで共有しました。



## 都城市立地適正化計画

# 将来にわたって安心して暮らせるまちづくり

市では、人口減少や少子高齢化が進む中、市全体の都市構造を見直し、住宅や医療・福祉施設、商業施設などの集約を図る計画を策定しました。

◎問い合わせ 都市計画課 ☎23-2762

## 人口減少から生じる課題

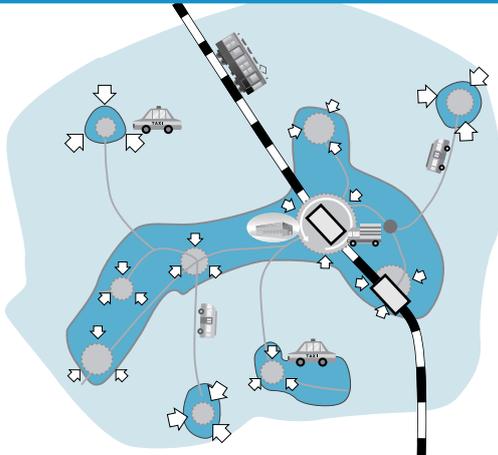
本市の人口は、1985年をピークに減少傾向に転じていて、2010年(16万5,029人)から2040年までに約2割が減少、2060年までには約3割が減少することが予想されています。

人口が減少すると、働き手も減少し、市の税収が減少します。さらに、居住する人のいない空き家が増加していき、まばらな市街地が残っていきます。まばらで非効率な市街地は、維持管理費の増加を生み、市の財政状況が悪化。今までのような行政サービスの提供が困難になっていきます。

## 立地適正化計画の策定

市では、このような課題に対応し、

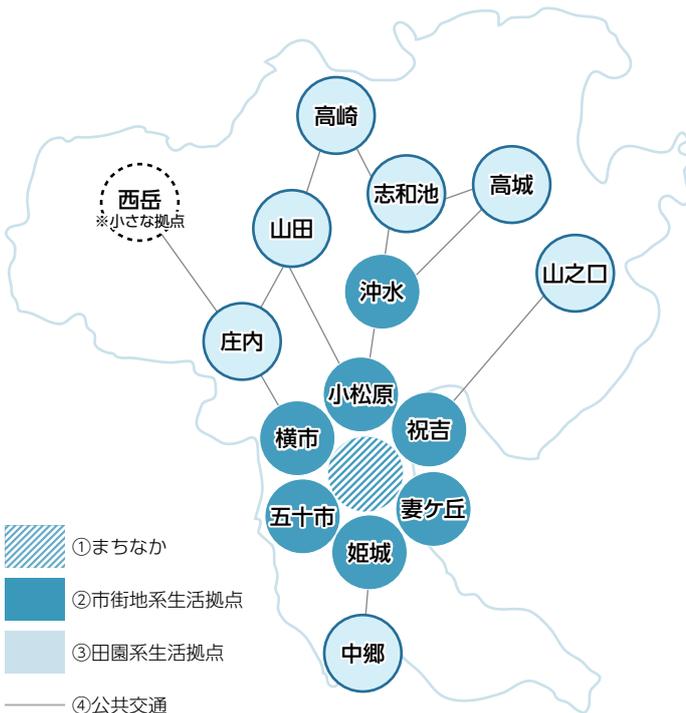
## コンパクト・プラス・ネットワークのイメージ



- 立地適正化計画区域 (都市計画区域)
- 都市機能誘導区域
- 居住誘導区域
- 各拠点のコンパクト化
- 公共交通による拠点間のネットワーク

将来にわたって安心して暮らせるまちづくりを進めるため、平成27年度からの4年間で、「立地適正化計画」

## 目指すべき将来のまちの「かたち」



## 計画の基本的な方針

目指すべき将来のまちの「かたち」

の策定作業を進め、平成31年1月31日に公表しました。

一定の区域に、緩やかに医療・福祉施設や商業施設などの都市機能、住宅などの誘導を図ることで、人のまとまりを維持し、このまとまりの間を電車やバスなどの公共交通でつなぐことで、「コンパクト・プラス・ネットワーク」が実現され、便利な生活を送ることが可能となります。

- ① まちなか
    - ・都市機能誘導の重点的実施
    - ・中心市街地のにぎわい創出
  - ② 市街地系生活拠点
    - ・優先的な定住促進
    - ・利便性の高い住環境整備
  - ③ 田園系生活拠点
    - ・身近な生活サービスの確保
    - ・拠点維持に向けた人口確保
  - ④ 公共交通
    - ・拠点間の公共交通利便性向上
    - ・公共交通の機能連携
- に向けて、拠点ごとに集約化を図る観点から次の事項を推進します。

## 機能を誘導すべき区域・施設

計画では、「居住誘導区域」「都市機能誘導区域」「誘導施設」を定めます。また、機能を誘導すべき区域などは、生活拠点の規模に応じて設定しています。

### ●居住誘導区域

将来的に人のまとまりを維持するための区域。

### ●都市機能誘導区域

日常生活を送る上で必要な施設を

誘導するための区域。

### ●誘導施設

都市機能誘導区域内に誘導を図る施設で、本市では、生鮮三品取扱店（スーパーマーケット）や病院・診療所、図書館などが該当。

※誘導施設は、都市機能誘導区域の拠点ごとに異なります。詳細な区域や施設概要は、市ホームページ、または都市計画課で確認ください



## 届出制度

計画に記載する「居住誘導区域」と「都市機能誘導区域」を公表することで、都市計画区域内の「居住誘導区域」外と「都市機能誘導区域」外で次の行為を行う場合、これらの行為に着手する日の30日前までに、行為の概要について、市長へ届け出る必要があります。

将来にわたって安心して暮らせるまちづくりのため、市民と事業者の

理解と協力が不可欠です。

※本計画は、届出を求めるものではありません

### ●居住誘導区域外で対象となる行為

#### 【開発行為】

・3戸以上の住宅の建築を目的とする開発行為

・1戸または2戸の住宅の建築を目的とする千平方メートル以上の開発行為

#### 【建築行為】

・3戸以上の住宅を新築する場合  
・既存の建築物を改築や用途変更して3戸以上の住宅とする場合

### ●都市機能誘導区域外で対象となる行為

#### 【開発行為】

・誘導施設の建築を目的とする開発行為

#### 【建築行為】

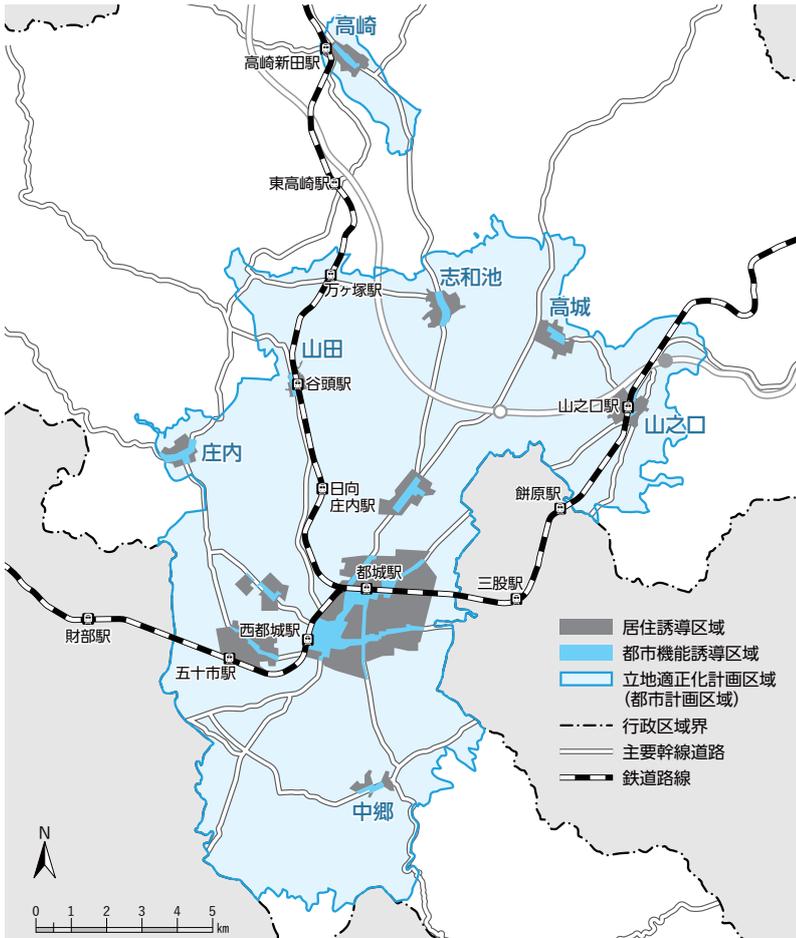
・誘導施設を新築する場合  
・既存の建築物を改築や用途変更して誘導施設とする場合

※ただし、区域内でも誘導施設を休止する場合は対象

### ●提出先 都市計画課



## 居住誘導区域・都市機能誘導区域の設定状況



## 誘導施設の設定

|        |                                 |
|--------|---------------------------------|
| 商業施設   | 床面積500㎡を超える生鮮三品取扱店（スーパーマーケットなど） |
| 医療施設   | 保健センター*                         |
|        | 病院・診療所                          |
| 児童福祉施設 | 子育て世代活動支援センター*                  |
| 文化施設   | 図書館*                            |

\*印は、地域交流センターを併設

# 2月18日は「都城教育の日」

1月から3月は「都城教育の日」啓発推進期間です



市では、より良い社会を構築するために、一人一人が学びについて考える機会を設け、理解と関心を高める原点の日として、毎年2月18日を「都城教育の日」に制定しています。

◎問い合わせ 教育総務課 ☎ 23-9543

## 「都城教育の日」の由来

明治5年（1872）2月18日、当時の都城県の参事（現・知事）に着任した桂久武（広報都城平成30年11月号で特集）が、都城県を治めるに当たり3つの方針を示しました。その一つが、「学業を奨励して人材を育成する」ことです。「都城教育の日」は、学業の振興と人材育成の大切さを示したこの方針に由来しています。

## 生涯にわたって学びを深める

「都城教育の日」は、子どもだけでなく、全ての市民が生涯にわたって学びを深めることを再確認する日として、平成27年度、市が制定しました。

ここで示す「教育」とは、特別な取り組みではなく、日ごろから読書やスポーツを楽しんだり、研さんのために講座に参加したりすることなどに加えて、ふるさとの歴史や文化に目を向け学ぶことで、ふるさと「都城」に愛着を持つことです。



## 「都城教育の日」の4つの柱

市では、「都城教育の日」を制定するに当たり、家庭や学校、社会での学びや、生涯にわたって途切れることのない学びを充実させていくために、次の4つの指針を定めています。

- ①常に学び、都城を担える「人材」を目指す
- ②自分を振り返り、学び合い、助け合い、平和で豊かなまちをつくる
- ③家庭で、学校で、地域で、自分自身で考える、行動する
- ④郷土の歴史を学び、郷土を愛し、誇りを持つ人となる努力をする



都城教育の日

### シンボルマーク

3つの丸は、学校や家庭、地域を、霧島山を連想させる3枚のプリントの重なりは、郷土への誇りを表現しています。

メッセージ

日々のスポーツや運動も  
学びの機会です



都城市  
スポーツ推進委員  
南九州大学  
人間発達学部(3年)  
今村 幸樹さん(右)  
環境園芸学部(3年)  
おおわたし  
大渡 幸太さん(左)

平成30年4月からスポーツ推進委員として活動しています。委員になったきっかけは、大学からの推薦でした。

初めのうちは何をすればいいのか分からない中での活動でしたが、講習会などに参加するうちに、スポーツを通じた生涯学習の手助けができることの喜びを感じるようになりました。

現在は、地域のスポーツ教室などで支援活動を行っていて、幅広い世代が笑顔で交流している姿にとってもやりがいを感じています。

●会期 3月3日(日)まで

「つなぐ 美術と教育」  
都城は野外彫刻がさまざまな場所に設置され、芸術文化に気軽に触れることができます。この環境づくりに貢献したのが、各高校の美術教師でした。彼らとその教え子らの作品から、美術教育に掛けた熱意と、そこに芽生えた絆を感じてみませんか。

「都城教育の日」関連行事

「都城教育の日」にちなみ、関連イベントを開催します。ぜひ、来場して、生涯を通して学ぶことの大切さを、再確認してみませんか。

市立美術館収蔵作品展

「つなぐ 美術と教育」

創る力↓生きる力へ

―美術の授業は、なぜ大切なのか―

- 日時 2月17日(日)  
14時～15時30分
  - 場所 図書コーナー
  - 定員 20人 ※要申し込み
  - 講師 都城さくら聴覚支援学校美術教諭の湯浅義明さん
  - その他 参加無料
- 申問 市立美術館 ☎25-1447

※月曜日休館。月曜日が祝日の場合は、翌日が休館

●開館時間 9時～17時

※16時30分までに入館

●展示作品 末原晴人「人物」、山田新一「湖上客船」など約50点

●その他 入場無料

「講演会」

創る力↓生きる力へ

―美術の授業は、なぜ大切なのか―

- 日時 2月14日(木)  
13時30分～15時40分
  - 場所 ウエルネス交流プラザ
  - 内容 学習発表や取り組み事例の発表、元地域おこし協力隊の大原千佐子さんによる講演
  - その他 入場無料
- 問 生涯学習課 ☎23-9545

都城市高齢者学級振興大会

●日時 2月14日(木)

●開館時間 9時～17時

※16時30分までに入館

●展示作品 末原晴人「人物」、山田新一「湖上客船」など約50点

●その他 入場無料

「講演会」

創る力↓生きる力へ

―美術の授業は、なぜ大切なのか―

- 日時 2月24日(日) 13時～
  - 場所 総合文化ホール
  - 内容 南洲太鼓の演奏、読書感想文表彰式、「都城教育の日」宣言
- 申問 生涯学習課 ☎23-9545



「シンポジウム」

「英雄の子孫が語り合う都城の歴史」をテーマに、明治維新の立役者西郷隆盛の子孫西郷隆文さんと、都城県参事桂久武の子孫桂久昭さんを招いてシンポジウムを開催します。

●その他 入場無料

問 教育総務課 ☎23-9543

都城市社会教育振興大会

●日時 3月9日(土)

●開館時間 9時～17時

●展示作品 末原晴人「人物」、山田新一「湖上客船」など約50点

●その他 入場無料

申問 生涯学習課 ☎23-9545

メッセージ

一生学び。  
生涯学習をサポートしています！



よか・余暇・楽習  
ネットワーク  
ちぎり絵・絵手紙 講師  
猪ヶ倉 タエ子さん

学びたい人と教えたい人をつなぐ「よか・余暇・楽習ネットワーク事業」の開始当初から、講師として活動しています。子育てを終え、取得した資格の中から、現在、ちぎり絵と絵手紙を教えています。

若い人はスマホを使って学ぶことも多いようですが、頭を回転させ、肌で感じながら学び身に付けていくのは、価値があることです。私も学びを続けながら、体が動くうちは学びたい人に教えていきたいと思えます。それが、若さと元気の秘訣になっているのかもしれない。

# あなたと家族のスマホの

## スマホの安全・安心な使い方指南

さまざまな便利な機能を持ち、私たちの生活に欠かせないものとなったスマートフォン（スマホ）。便利な一方で、使い方を誤ると、思わぬトラブルに見舞われかねません。

今回は、スマホにちなんだトラブルと併せて、トラブルに遭わないための心構えなどを紹介します。この機会に、あなたや家族の日常の使い方を振り返り、節度あるスマホの使い方を考えてみましょう。

### ◎問い合わせ

「子どものスマホの使い方に関する相談」 学校教育課 ☎23-9544  
「スマホの詐欺被害など」 コミュニティ文化課  
☎23-2121

☎23-2121

### スマホの普及と日常に潜むトラブル

私たちの生活に欠かせないスマホ。日々の買い物での支払いのほか、家族の見守りや公共交通機関の運賃の決済など、活用の方が広がりに続いています。



サービスの料金を請求される詐欺被害や、気付かないうちに無料の枠を超えてしまい、高額な料金を課せられる例なども報告されています。日常生活に欠かせない分、誰もがトラブルに遭う危険があります。

### モラルやマナーを意識して使う

スマホに集中しながら歩く人や、小さな子どもを持つ親が、スマホを片手にベビーカーを押す姿を見かけることがあります。これらの行為は、接触事故などにつながる危険な行為です。スマホの利用は、時間や場所を考え、モラルやマナーを意識しましょう。

### スマホを安全に使うために

- 必要に応じてウイルス対策アプリを使い、システムと合わせて常に最新の状態にしておく
- 使っている時と場所がまず考える
- 流出すると困る個人情報などのデータは保存しない
- 身に覚えのない請求には応じず、すぐに警察や市消費生活センター（☎23-7154）に相談する

### 思い当たる行為はありませんか

スマホの普及に伴い、さまざまなトラブルが報告されています。便利になった一方で、身近な人とのコミュニケーションは希薄になったり、適切でない使い方が原因で重大事故につながったりもします。あなたと家族のスマホの使い方に関わる行為はありませんか。

#### おろそかな子育て



親子の触れ合いを忘れ、スマホに夢中。子育てがおろそかに。

#### むずがる子どもにスマホ



安易に動画を見せて機嫌取り。子どもの成長に悪影響を与える。

#### 詐欺に遭う危険性



使ってもいないサービス。高額な料金を支払わされる被害も。

#### 家族の会話や時間は、どこへ…



せっかくの団らんも、みんなスマホに夢中。家族がバラバラ。

#### 命に関わる重大事故に直結



スマホに夢中になるあまり、安全への気配りがおろそかに。

# 使い方は大丈夫？

## 親の責任、子どもの責任

子どもが利用するスマホは、親（保護者）が契約し、料金を支払うことから、親にも管理する責任があります。有害なサイトに安易にアクセスできないよう、フィルタリング設定を定期的に確認するなど、与えたままにしないことが重要です。

また、スマホを使う子どもにも責任が生じます。思わぬトラブルに遭わないためにも、スマホ利用のモラルやマナーを日ごろから理解させましょう。

## 購入する前に、話し合いと約束

これからの時期、進学や進級を機に、子どもからスマホをねだられている人もいるのでは。スマホを購入する前に、ルールを決めておくことで、トラブルを未然に防ぎましょう。

## 【家族で決めるスマホのルールの例】

- 1日で使える時間は1時間
- 21時以降は使わない
- 家で使う場所はリビングに限定
- 有料サービスは保護者の許可が必要
- 画像など、安易な投稿はしない

## インタビュー



### 子どもにスマホを与えるときはルールを決めて

宮崎県メディア安全指導員  
都城市社会教育指導員  
橋之口 修さん

スマホの不適切な利用により、不登校や非行に陥る子どもや、出会い系サイトでだまされそうになる子どもを見てきました。スマホの利用は、子どもでは判断を誤ることもあるので、保護者が危機感を持ち、気に掛けておくことが大切です。

これから入学の時期を迎えます。子どもにスマホを与えることを検討している保護者の皆さんは、思わぬトラブルに遭わないためにも、ルールを家族で決めておきましょう。

生涯学習課（☎23-9545）では、スマホの正しい使い方が学べる出前講座を開催しています。気軽に申し込みください。

## 楽しい時間と大きな代償

楽しい時間は、ときが経つのを忘れて没頭してしまいがちです。スマホの利用で昼夜が逆転し、学校に行けなくなったり、課金による高額な請求を受けたり、友人間のトラブルに発展したりするなど、楽しい時間とは比べものにならないほど、その代償は大きなものになります。

### 脳へのダメージ、学力の低下



長時間の利用で、脳の記憶や判断の機能に発育の遅れが発生。

### 睡眠時間を奪う



深夜まで使用し、朝は寝坊。授業中は居眠り。

### 思わぬトラブルに遭遇



出会い系サイトなどで、言葉巧みにだまされる被害に。

### 友人とのトラブルが頻発



友人間の小さなトラブルからいじめに発展。やがて不登校に。

### 体力・気力・視力の低下



運動不足で体力の低下。寝不足から気力を喪失。視力も低下。